

番 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 阪急バス株式会社
住 所 大阪府池田市井口堂 1 丁目 9 番 21 号
代 表 者 氏 名 取締役社長 三田和司

令和 7 年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域間幹線系統確保維持
費国庫補助金） 交付申請書

令和 7 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）
の交付を関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1. 交付を受けようとする補助金の額

○地域間幹線系統確保維持費国庫補助金

運 行 系 統 数	補 助 金 の 額
2	7, 7 8 2 千円

2. 補助対象期間における損益の実績【地域間幹線】

一般乗合旅客運送事業・自家用有償旅客運送						
補助対象期間の 損益状況	営業収益	15,131,861 千円	営業外収益	1,137,599 千円	経常収益(イ)	16,269,460 千円
	営業費用	15,396,399 千円	営業外費用	71,457 千円	経常費用(ロ)	15,467,856 千円
	営業損益	△ 264,538 千円	営業外損益	1,066,142 千円	経常損益	801,604 千円
補助対象期間の 実車走行キロ(ハ)	21,759,540.0 km				経常収支率	105.18 %

3. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 ロ÷ハ＝ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ＝ト
京阪神	710 円 85 銭	554 円 21 銭	554 円 21 銭	747 円 69 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
事業者名				

4. 地域間系統の運行状況

4. 地域間系統の運行状況														
補助ブロック名	申請番号	地域公共交通再編事業の特例措置の有無	運行系統名	運行系統			計画運行 回数	実績運行 回数	運休回数	運休回数のうち 12条2項ただし書により やむを得ないとして大臣が 認めた回数	運行割合 (100%を超える場合は100%を 上限とする。)	国庫補助金認定額	国庫補助金 (6条関係)申請額	
				起点	主な 経由地	終点								
						日	日	回	回	回	回			
								チ	リ	ヌ	ル	(リ+ル)÷チ ＝ヲ	ワ	ワ×ヲ＝カ
京阪神	1		西能勢線	山下駅	森上	能勢町宿野	365	364	2,177.0	2,173.0	8.0	8.0	100.00	4,564.0 千円
	2		西能勢線	山下駅	森上	口山内	239	239	717.0	717.0	0.0	0.0	100.00	3,218.5 千円
合計			2系統					2,894.0	2,890.0	8.0	8.0		7,782 千円	7,782 千円

(1) 記載要領

- (チ)欄については、大臣に認定された生活交通確保維持改善計画に記載された計画運行回数を転載すること。
- (リ)欄については、補助対象期間中に運行した回数を記載すること。なお、実績運行回数について、益・正月・その他の期間に減便した場合は、減便した回数を除いた数値を記載すること。
- (ヌ)欄については、計画運行回数のうち、補助対象期間中に運休した回数を記載すること。
- (ル)欄については、補助対象期間中に運休した回数のうち天災その他やむを得ない場合として大臣が認めた回数を記載すること。
- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者には、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、別の方法により算出し、その算出方法を明確にした書類を添付すること。
- 申請番号は、計画認定時の番号と同一にすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「国庫補助金申請額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1千円～0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- (ヲ)欄は、小数点第2位(第3位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「地域公共交通再編事業の特例措置の有無」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「○」を記載する。
- 「補助対象期間の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- 補助対象期間の様式第1～5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限り)。